必読 公務員諸君！ ③

情報処理だけの組織 官製「オンブズマン」

ジャーナリスト 大越 雅男

お役所の内部審査や監察ならというものが、いかに有名無実化しているか。警察の一連の不祥事で、改めて認識した人も多いことだろう。地方自治体の監査委員会もまたしかり。

◇20以上の自治体に

官製オンブズマン

実は、自治体にはこれらと同じように全く実効を期待できない組織がもう二つある。官製の「オンブズマン」組織がそれだ。現在、全国の二十以上の地方自治体がこれを設置している。

そもそも、このオンブズマンとは、スウェーデン語で「お目付け役」とか「市民擁護者」を意味する。1800年代のはじめにスウェーデンで国の制度・組織として発足したのが第一号である。つまり、発祥の地はスウェーデンだった。

この歴史をみる限り、オンブズマンというのは、ここ数年、よく言いする「市民」のそばにではなく、本来は「官製」が本家本元なのである。そこで問ても欧米のマネしかできない日本にもすでに官製のオンブズマンが発足しているのだ。

第一号は、十年前の1990年に発足した川崎市の「川崎市民オンブズマン事務局」である。以来、前述の通り、全国の二十余の自治体で発足している。

ところが、である――。

その活動や実績となると「これじゃ税金の無駄遣いではないか」といいたくなるものばかりなのである。

まず、肝心の仕事は住民からの苦情の受け付けがほとんど、それも「個人的な案件」に限られているという。そして苦情があると、関連機関や担当職員に資料を請求したり、調査をしたりしているとされている。

では、その苦情がどの程度あるものなのか。

川崎市の場合、平成十年の一年間に受け付けた苦情案件は、百六十件余り。月平均にすると、十四件あるかないかだ。これが多いか少ないかはともかく、大事なのは、こうした活動がその後の市政にどれだけ反映されているかである。

ある川崎市議が話す。

「川崎市には七つの区がありますが、これを区当たりにすると、受け付けた苦情は月に二件程度。しかも受け付けているのは『個人的な苦情』のみ。ですから、オンブズマンが担当している苦情は、もともと市政に反映させられるような性質のものではないんです。」

案の定、この程度のものなのである。

◇事務局職員の報酬

週3日で月18万円

もう二つ肝心なのは、費用対策効果だが、これがまた税金の無駄遣いといいたくなるほどなのだ。

川崎市民オンブズマン事務局の定員は三名。任期は三年で、一期の再選が許されている。つまり最長の任期は六年だ。現在は裁判官OB、私大名誉教授、弁護士の三人が務めている。

ちなみに、三人の報酬は週三日の「活動」で一人月額七十八万円である。

もちろん、これで足りるわけではない。このほかに事務局のスタッフが必要なことはいうまでもないだろう。現在、調査員六名、非常勤職員一名、専従の市職員五名が事務局のスタッフとして充てられている。

前出の市議が続ける。

「オンブズマン事務局の予算としては計上されていませんが、市の専従職員五名の人件費や、市庁舎の一角を間借りしている分を家賃として計算すると、結局、年間およそ一億円以上の税金が使われています」

しかも、同市議によると事務局に寄せられる「個人的な苦情」のほとんどは、各区役所の総務課や庶務課などで処理できるものばかりだという。つまり、ヤル気があれば5手間でできる「仕事」なのである。

かつて、パーキンソンいわく――。

（役人は仕事の量に関係なく増殖を続ける）

朝日・2000.7.14

川西中ラグビー部員の熱中症死

「適切な措置で防げた」

人権オンブズパーソン 市教委などへ勧告書

川西市立川西中学校で昨年七月、ラグビー部員の一年生宮脇健斗君（当時一三）が練習中に熱中症で倒れ、翌日に死亡した問題で、同市の子どもの人権オンブズパーソン（野沢正子代表、三人）は十三日、「適切な措置をとれば死亡は防ぐことができた」として市教委と学校側の対応のまずさを指摘する勧告書を市教委に出した。

宮脇君の両親が「市が原因究明を進めず、再発防止策もとらないのは重大な人権侵害」などと人権救済を申し立てていた。

勧告書は、宮脇君は体調が悪くなったあとも練習を続けており、死亡は「顧問教諭に熱中症に関するスポーツ医学上の知識があり、適切な救命処置をとっていれば防ぐことができた」とした。市教委に対しては、さらに原因究明を進め、生徒の体調を事前に確認するなど部活動運営のあり方を見直すよう求めた。

これについて、市教委の村木修教育長は「勧告を真しに受け止め、今回の事故に適切に対処し、再発防止に向けた最善の努力をしていきたい」とのコメントを出した。

子どもの人権オンブズパーソンは、同市が全国で初めて条例に基づき昨年設けた。人権を巡る案件を調査し、市の関係機関に是正措置などを勧告できる。